

西宮専門家チーム派遣要綱

(趣旨)

第1条 発達障害等による生活や学習上の困難を改善、または克服するための教育的支援を求めている西宮市立学校園及び保育所等（以下「学校園所」という。）並びに幼児児童生徒及び保護者に対して、早期の実態把握や望ましい教育的対応の内容について専門的意見を示す西宮専門家チーム（以下「専門家チーム」という。）を派遣する。

(派遣方法)

第2条 学校園所より要請があり、必要と認められるケースには専門家チームから相談員を派遣する。その際に学校園所の長は、相談申込書（様式1）、相談形態により必要な場合には保護者承諾書（様式2）及び対象幼児児童生徒の様子（様式3）を地域・学校支援課長に提出する。また、ケースによっては来所による発達相談にも応じる。

(役割と事業内容)

第3条 専門家チームは、以下の件に関して支援する。但し、診断及び療育は実施しない。

- (1) 当該幼児児童生徒の実態の把握と分析
- (2) 当該幼児児童生徒への望ましい教育的対応についての専門的意見の提示
- (3) 学校園所の支援体制についての指導助言
- (4) 保護者、本人への相談
- (5) 学校園所職員対象の研修の支援
- (6) その他、地域・学校支援課長が必要と認めた支援

2 専門家チームはその役割を果たすために、次の事業を実施する。

- (1) 教育研修
学校関係者対象（講話中心の研修、幼児児童生徒の授業等行動観察後研修）
- (2) 教育相談
保護者を含む学校関係者対象（幼児児童生徒の授業等行動観察後面談）
- (3) 発達・医学相談
心理士による発達相談及び医師による医学相談
（実施後学校報告、保護者が希望すれば保護者に報告することができる）
- (4) その他の事業
地域・学校支援課長が必要と認めた事業

(構成)

第4条 専門家チームの相談員は、医学、心理及び教育等の各分野において、それぞれ発達障害等に関する専門的知識を有する、医学関係者、心理関係者及び教育関係者等により構成する。

(会議・運営)

第5条 専門家チームは、必要に応じてケース会議を開催する。なお、専門家チームが必要と認める場合は、当該幼児、児童及び生徒の担任等の関係者を同席させることができる。

(校内委員会等への助言)

第6条 専門家チームは、協議の結果を校内委員会等へ助言することができる。

(個人情報の管理)

第7条 個人情報の管理については、西宮市個人情報保護条例及び西宮市情報公開条例を遵守する。また、発達相談等により知り得た情報の共有は、当該幼児、児童、生徒及び保護者または学校園所に対して適切な指導及び支援を行うためにのみ行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は地域・学校支援課長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。